

新潟労働局発表  
平成23年3月14日

	担 当
全体 及び 対策 3	新潟労働局総務部企画室 企画室長 山口 慎一 室長補佐 高橋 庄司 電話 025-234-5353
対策 1 2	同 職業安定部職業安定課 課 長 石田 正巳 課長補佐 金子 幸二 電話 025-234-5546

## 東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震など、東北地方太平洋沖地震に係る一連の地震を含む）にかかる当面の緊急雇用対策等について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（3月12日未明に発生した長野県北部の地震を含む。）による災害が、平成23年3月13日に激甚災害に指定されたことから、新潟労働局では、被災された事業所、求職者の方々等に対し、当面の緊急雇用対策等として、下記のとおり実施します。

新潟労働局としては、今後とも被災された事業所の皆様の一日も早い復興と、求職者の方々の再就職のための支援を迅速に行うこととしております。

### 記

- 1 来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱い  
別紙1をご覧ください。
- 2 災害時における求職者給付の支給に関する特例措置  
別紙1をご覧ください。
- 3 特別労働相談窓口の設置  
別紙2をご覧ください。（平成23年3月14日（月）に設置）  
長野県北部の地震で、新潟県知事が災害救助法に基づき適用地域に指定した十日町市、上越市、津南町を管轄する労働基準監督署・公共職業安定所に設置。特別労働相談窓口ではたとえば次のような相談を総合的に受け付けます。
  - ・震災で被災した事業所の労働者に対する雇用保険の支給に関すること
  - ・震災により離職した求職者に対する職業紹介に関すること
  - ・震災により住居の被害を受けた方に対する雇用促進住宅への入居に関すること
  - ・震災で被災した事業所における雇用維持等に関すること
  - ・震災で事業が停止した事業所の労働保険料の申告・納付に関すること
  - ・震災に関連した賃金・解雇等労働条件に関すること（男女均等関係含む）
  - ・震災に関連した安全衛生に関すること
  - ・その他震災に関連した労働・雇用面の各種相談

# 東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

## ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

## 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、**来所可能なハローワーク**で失業給付の受給手続きをすることができます。

## 災害時における雇用保険の特例措置について

### ① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けられない状態にある方については、**実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。**
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。**

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

### ② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。
  - 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。
- ※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。
- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、**今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されません**ので、制度利用に当たってはご留意願います。

### お問い合わせ先

この特例措置の内容や手続など、詳しくは  
お近くのハローワーク（公共職業安定所）または労働局にお問い合わせください。

TEL：025-234-5548



## 特別労働相談窓口の一覧

## 1 特別労働相談窓口の設置

上 越労働基準監督署	〒 943-0803 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎	025-524-2111
十日町労働基準監督署	〒 948-0073 十日町市宇都宮 9	025-752-2079
上 越公共職業安定所	〒 943-0803 上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎	025-523-6121
妙高出張所	〒 944-0048 妙高市下町 9-3	0255-73-7611
十日町公共職業安定所	〒 948-0004 十日町市下原町 43	025-757-2407

## 2 新潟労働局

企画室	〒 951-8588 新潟市中央区川岸町 1-56	025-234-5353
-----	---------------------------	--------------

## 3 労働基準監督署(以下の労働基準監督署でもご相談いたします。)

新 潟	〒 951-8577 新潟市中央区川岸町 1-56	025-266-3131
長 岡	〒 940-0022 長岡市東新町 1-6-8	0258-33-8711
三 条	〒 955-0055 三条市塚野目 2-5-11	0256-32-1150
新発田	〒 957-8506 新発田市日渡 96 新発田地方合同庁舎	0254-27-6680
新 津	〒 956-0864 新津市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎	0250-22-4161
小 出	〒 946-0004 魚沼市大塚新田 87-3	025-792-0241
佐 渡	〒 952-0016 佐渡市原黒 333-38	0259-23-4500

## 4 公共職業安定所(以下の公共職業安定所でもご相談いたします。)

新 潟	〒 950-8532 新潟市中央区万代 3-4-38	025-244-0131
長 岡	〒 940-8609 長岡市中沢町字太田 500-1	0258-32-1181
小千谷(出)	〒 947-0028 小千谷市城内 2-6-5	0258-82-2441
三 条	〒 955-0053 三条市北入蔵 1-3-10	0256-38-5431
柏 崎	〒 945-8501 柏崎市田中 26-23 柏崎地方合同庁舎	0257-23-2140
新発田	〒 957-8506 新発田市日渡 96 新発田地方合同庁舎	0254-27-6677
新 津	〒 956-0864 新津市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎	0250-22-2233
糸魚川	〒 941-0067 糸魚川市横町 5-9-50	025-552-0333
巻	〒 953-0041 新潟市西蒲区巻甲 4087	0256-72-3155
南魚沼	〒 949-6609 南魚沼市八幡 20-1	025-772-3157
小出(出)	〒 946-0021 魚沼市佐梨 682-2	025-792-8609
佐 渡	〒 952-0011 佐渡市両津夷 269-8	0259-27-2248
村 上	〒 958-0033 村上市緑町 1-6-8	0254-53-4141